

米国の小売の全面自由化で事業者や規制当局に求められる対応とは？

服部 徹

米国では、現在 14 の州とワシントン DC で小売全面自由化を実施している。自由化で、小売供給には新規参入が可能となる一方、既存の垂直統合の電力会社の多くは規制部門の配電事業者となり、同じ資本系列の関連会社が競争する小売事業者になるのは可能だが、直接自らは競争分野の小売供給ができないとされた。ただし、自由化州の多くでは、小売事業者をあえて選択しない需要家や小売事業者に供給を拒否されて契約できない需要家のための最終保障約款に基づく供給を行うのは、従来の配電事業者となっている。例外はテキサス州で、競争入札を通じて規制当局が指名した小売事業者が最終保障の供給を行う。これは、需要家との契約の相手は例外なく小売事業者とすべきとの考え方による。

具体的な制度の運用には差異もあるが、自由化州では、競争分野の小売供給事業と規制分野の配電事業の役割は明確に分けられている。需要家がどの小売事業者と契約しても、電気を需要家に届け、配電システムの信頼度を維持するのは配電事業者である。このため、競争する小売事業者を選択した需要家は、小売事業者と配電事業者という二つの事業者と関わりを持つことになる。その際、実務上の課題の一つとして電気料金の請求業務の問題が生じる。テキサス州では、契約した小売事業者から送配電料金を含めた一括の請求書が送られ、送配電の料金収入は小売事業者から配電事業者を支払われる。それ以外の自由化州では多くの場合、配電事業者から一括の請求書が送られる(図参照)。二つの事業者から別々に請求書が届くことはなく、この点では現実的な工夫がされている。

ただし、需要家が小売事業者を変更する都度、二つの事業者間で契約の変更手続きに必要な顧客情報や検針データをやり取りする必要は残る(図参照)。家庭用も自由化対象となれば、データの処理量は膨大になる。テキサス州では小売事業者が州内の複数の配電事業者と円滑にデータのやり取りを行えるように、送電の独立系統運用者でもある ERCOT に、顧客データ等の管理システムを移管したが、自由化開始後の数ヶ月間、システムが正常に機能しない状態が続いた。その他の州でも、事業者間でデータを円滑に交換するために、規制当局の主導で電子データ交換(EDI)のシステムを構築しているが、データの標準化やマニュアルの作成に時間と費用がかかっている。

また、新規参入の小売事業者を選ぶと停電が増えるといった誤解をするなど、系統の技術特性に伴う小売事業者と配電事業者の役割分担は、多くの一般家庭には理解しにくい面もあり、需要家教育の重要性は常に指摘される場所である。需要家教育は事業者が行うべきとの議論もあるが、米国では規制当局が行う例が多く、その費用は結果的に需要家全体で負担している。

米国の例を見ると、小売全面自由化に際し、事業者や規制当局が新しい仕組みの確立を目指しているが、その費用対効果の検証は欠かせない。そして、需要家に新たな仕組みを分かりやすく説明し理解してもらう努力も必要となる。

ゼミナール(34)

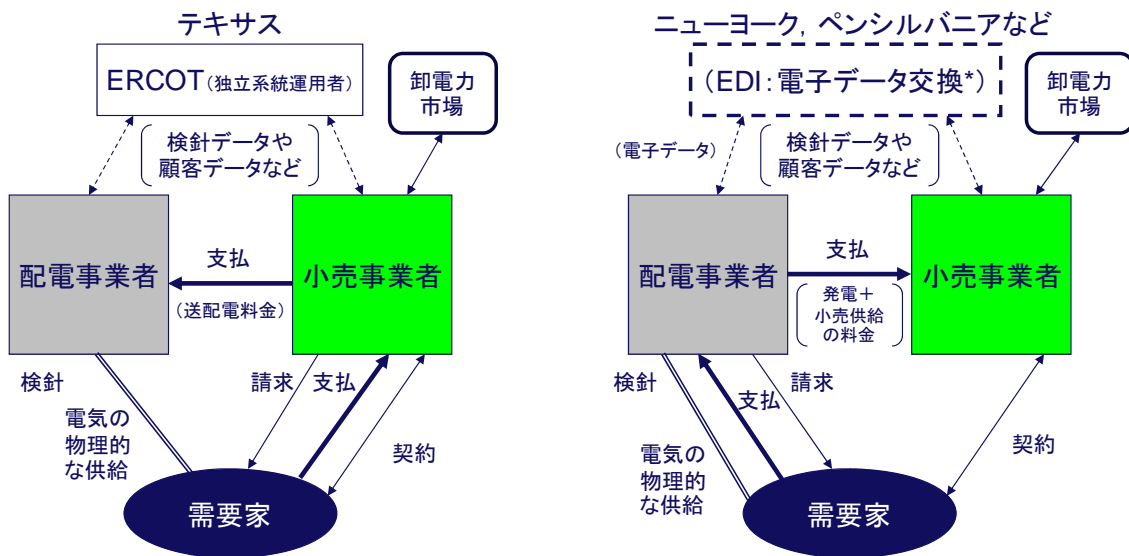
電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 上席研究員
 服部 徹 / はっとり とおる

1996年 入所

2000年～2001年 オハイオ州立大学・全米規制研究所 客員研究員

2010年 博士(経営学、筑波大学大学院)

専門分野：規制の経済学，応用計量経済学



*各事業者が EDI に対応するシステムを導入する必要がある。

出所：電力中央研究所にて作成

図 競争する小売事業者を選択した場合の需要家と事業者の関係